

議案第 1 1 7 号

**大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について**

市民部 自治協働課

# 大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正する条例の名称

大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

## 2 改正の趣旨

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条例で引用する条項等を整理するもの

## 3 地方自治法施行規則の一部改正の概要

- ・ 市町村長が行う認可地縁団体の認可等に係る告示については、代表者等の住所を告示することを廃止する。
- ・ 認可地縁団体台帳の写しについては、代表者等の住所を非表示とすることを原則とし、代表者等本人からの申し出がある場合に、その住所を表示して交付する。
- ・ 上記改正のほか、所用の規定の整備を行う。

# 大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

## 4 条例の一部を改正する内容

(1) 引用条項の変更(条例第2条、第5条及び第11条)

(2) 規定文言の整理(条例第5条第4項)

「次の各号に掲げる事項」→「次に掲げる事項」

(3) 施行期日

令和8年10月1日